小国町未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月６日

小国町長　紅粉洋一

小国町規則第　１９　号

小国町未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則

小国町未熟児養育医療に関する規則（平成２５年小国町規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第８条中「社会保険診療報酬支払基金山形支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。